

全国市町村職員共済組合連合会一般競争契約入札心得

(最低価格落札方式)

(平成16年12月10日施行)

(目的)

第1条 この心得は、全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が、売買、賃貸借、請負等の契約についての一般競争入札を行う場合において、連合会から競争参加資格を認められ入札を行う者（以下「入札者」という。）及び入札執行場所に入場しようとする者（以下「随行者」という。）が守らなければならない事項を定め、入札の円滑な執行を図ることを目的とする。

(入札者の代理)

第2条 入札者は、入札に係る権限を他の者に代理させることができる。

2 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に係る他の入札者の代理を兼ねることはできない。

(法令等の遵守)

第3条 入札者（その者の代理人を含む。以下同じ。）及び随行者は、本心得のほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の法令、当該一般競争入札に関する公告及び仕様書の記載事項を遵守しなければならない。

2 入札者及び随行者は、入札に関し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、又は不穏な言動等により正常な入札の執行を妨げ、若しくは他の入札参加者の迷惑になることを避けるほか、節度ある態度を保持しなければならない。

(入札等)

第4条 入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とし、公告された日時に入札執行場所に集合しなければならない。

2 入札者及び随行者は、連合会から交付された競争参加資格要件確認結果通知書（写し可）を提示しなければ、入札執行場所に入場できない。

3 入札者及び随行者は、公告された時刻に遅れたときは、入札執行場所に入場できない。

4 入札者は、別紙様式第1号又は別紙様式第1号の2による入札書を作成し、封かんのうえ、入札者の氏名を表示し、入札執行担当職員の指示するところにより入札函に投入しなければならない。

5 入札者は、代理人をして入札させるときは、別紙様式第2号による委任状を作成し、持参させなければならない。

6 郵送、電報又はインターネットによる入札は認めない。

(入札の辞退)

第5条 入札者は、入札の執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、別紙様式第3号による入札辞退届を作成し、連合会に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達したものに限り。）により行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を、入札を執行する入札執行担当職員に直接提出して行う。

(入札の取り止め等)

第6条 連合会は、入札の執行に際して、入札者及び随行者が連合し、又は不穏な言動等をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

2 連合会は、入札の執行に際して、天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることができる。

(開札)

第7条 開札は、入札後直ちに、その場において入札者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない連合会職員を立ち合わせて行う。

(入札の無効)

第8条 次の各号に該当する入札は、無効とする。

(1) 競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札

(2) 委任状を持参しない代理人の入札

(3) 記名押印を欠く入札

(4) 金額を訂正した入札

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(6) 明らかに連合によると認められる入札

(7) 同一条件の入札について、他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(8) その他、公告及び仕様書等で求めた条件に違反したと認められる入札

(落札者の決定)

第9条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

2 落札者を決定したときは、口頭又は書面により、直ちにその旨を落札者に通知する。

(再度の入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち落札となるべき価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 再度の入札の回数は、2回を限度とする。

3 入札が無効となった者は、再度の入札に参加することができない。

(落札となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

(契約書の案の提出)

第12条 契約書を作成する場合においては、落札者は、落札通知を受けた日から7日以内に、契約書の案を記名押印の上、連合会に提出しなければならない。ただし、連合会の承諾を得てこの期間を延長することができる。

2 落札者が前項の期間内に契約書の案を提出しなかった場合には、その落札の効力を失う。

(契約の確定)

第13条 契約は、前条第1項の規定により提出された契約書の案に連合会が記名押印することにより、契約が確定するものとする。

(異議の申立て)

第14条 入札者は、入札後、この心得、契約書、契約事項の各条項、仕様書、図面、現場説明事項についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

附 記

この心得は、平成16年12月10日から施行する。

附 記

この改正は、平成25年9月1日から施行する。

附 記

この改正は、平成31年3月25日から施行する。

入札書

年 月 日

全国市町村職員共済組合連合会
理事長 横尾俊彦 宛

入札者 { 所在地
 商号又は名称
 代表者氏名

印

入札心得及び仕様書の内容を承諾の上、下記の金額により入札します。

記

千	百	十	万	千	百	十	円	小数第一位	小数第二位	小数第三位

入札に付する事項 退職等年金給付に係る「給付算定基礎額残高通知書」の作成に係る一般競争入札

(注) 金額は算用数字で記入し、金額の前には必ず「¥」又は「金」文字を記入すること。

入札書

年 月 日

全国市町村職員共済組合連合会
理事長 横尾俊彦 宛

入札者 { 所在地
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名

印

入札心得及び仕様書の内容を承諾の上、下記の金額により入札します。

記

千	百	十	万	千	百	十	円	小数第一位	小数第二位	小数第三位

入札に付する事項 退職等年金給付に係る「給付算定基礎額残高通知書」の作成に係る一般競争入札

(注) 金額は算用数字で記入し、金額の前には必ず「¥」又は「金」文字を記入すること。

委任状

年 月 日

全国市町村職員共済組合連合会
理事長 横尾俊彦 宛

委任者 { 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

1 受任者

所在地
商号又は名称
受任者職氏名

受任者使用印鑑

2 入札に付する事項

退職等年金給付に係る「給付算定基礎額残高通知書」の作成に係る一般競争入札

入札辞退届

年 月 日

全国市町村職員共済組合連合会
理事長 横尾俊彦 宛

届出者 { 所在地
 商号又は名称
 代表者氏名

印

都合により、下記の入札を辞退します。

記

入札日時 令和5年3月28日 10時

件名 退職等年金給付に係る「給付算定基礎額残高通知書」の作成に係る
一般競争入札